

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(職員記章)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員記章を紛失し、又は損傷したため再交付を受けようとするときは、職員記章再交付申請書（様式第3号）により所属長を経由して<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(大学院修学休業の許可)</p> <p>第8条の2 職員は、教育公務員特例法第26条第1項に規定する許可（以下「大学院修学休業の許可」という。）を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書（様式第7号の3）を所属長を経由して<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第7号の3（第8条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="148 1429 766 1527"> <tr> <td>岩手県教育委員会教育長 様</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">当直管理者 ㊟</p> <p>[略]</p>	岩手県教育委員会教育長 様	[略]	[略]	[略]	<p>(職員記章)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員記章を紛失し、又は損傷したため再交付を受けようとするときは、職員記章再交付申請書（様式第3号）により所属長を経由して<u>教職員課総括課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(大学院修学休業の許可)</p> <p>第8条の2 職員は、教育公務員特例法第26条第1項に規定する許可（以下「大学院修学休業の許可」という。）を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書（様式第7号の3）を所属長を経由して<u>教職員課総括課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第7号の3（第8条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="834 1429 1452 1527"> <tr> <td>岩手県教育委員会 様</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">所属長 ㊟</p> <p>[略]</p>	岩手県教育委員会 様	[略]	[略]	[略]
岩手県教育委員会教育長 様	[略]								
[略]	[略]								
岩手県教育委員会 様	[略]								
[略]	[略]								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第16条関係）

復 命 書

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日

文書番号				/
文書日付				
起案 所属 職・氏名	年	月	日 電話	
標題				(復命)
このことについて、次のとおり復命します。				
(要旨等)				
1 復命者職・氏名・印				
2 出張期間 年 月 日から 年 月 日まで				
3 用務				
4 用務先				
5 受命事項				
6 復命要旨及び関連特記事項				
7 主要資料名				
(回議)				
教育長				
総括課長 担当課長				
課 員				
(合議)				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県 教 育 委 員 会

備考 回議欄は、適宜変更することができます。

(A4)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。